

# 旭川市児童虐待防止市民講演会

～子どもたちの未来を守るために～

## 児童養護施設「旭川育児院」 創立2世紀の取組み

令和3年11月13日

児童養護施設旭川育児院 多田 傳生

# 入所児童の声を真摯に受け止め、背中を押され！

- 1 この大人は、今まで、出会った大人とどこか違う？ ⇒対人援助職の基底に問われること。(認め支えあい、労い支えあい、切磋琢磨する)
- 2 「院長、私の母は生活生活保護を受給し、働かないでごく普通の生活をしてきた。なのに、どうして私は、汗水流して苦勞して働かなければならないの？」と真顔で訴える高校中退生。⇒貧困の世代間連鎖を断ち切りたい！。

3 大切な人ほど、素直になれないんだね。駄目な子だよ。不安なんだ。大切にされたことないから。こんなに大事に私のことを思ってくれる人がいなかったから。それが本当なのか確かめたくなる。私を大切に思う人なんているはずない！どうせ口だけなんだ。「〇〇先生なら信じてもいいのかもって」思っても、どんどん、また、不安になっちゃう。けど、信じたいからこそ、意地悪しちやったりしちゃうのかな？⇒子ども虐待の世代間連鎖を断ち切りたい！

4 僕は、育児院に入所中、担当の先生に心配や迷惑のかけ通しだった。この場でお礼と謝罪をしたかった。なのにもういない。親が次々に代わっていいのか！⇒「福祉は人なり」(職員の確保、育成、定着化のために)⇒働き方改革に挑戦。

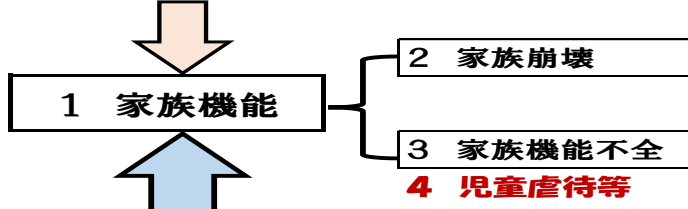
# 家族機能と社会的養育(イメージ図)

## 「地域の社会的養育を支える専門的拠点を目指して」

**児福法第2条 (児童育成の責任)**

**●市町村**

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・子育て世代包括支援センター
- ・子ども家庭総合支援拠点



**【地域・自立支援部】**

○地域福祉サービスの展開

- エ 多機能化
- オ その他

要保護性

**社会的養護(狭義)**

**5 代替養育**

**\*家庭養育優先原則**

(平成28年児童福祉法改正)

**(1)家庭における養育環境と同様の養育環境**

- ア 里親
- イ ファミリーホーム
- ウ 養子縁組制度(特別養子縁組制度)

**(2)できる限り良好な家庭的環境**

**「児童養護施設 旭川育児院」**

**【養護部】**

○入所児童の養育支援等

- ア 小規模化かつ地域分散化
- イ 高機能化
- ウ 機能転換
- エ その他

**両立**

\*参考 児童福祉法第2条(児童育成の責任)

第2項 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第1義的責任を負う。

第3項 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

育児院シンボル  
時計台及び  
児童玄関



# 児童養護施設とは

- 1 **狭義の社会的養護**(代替養育:家庭に代わって子どもを養育する人、場所)の担いでの一つの機関です。
- 2 **「社会的養護」とは**  
保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに**養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。**(厚生労働省)
- 3 **「児童養護施設」とは**(児童福祉法第41条)  
保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて**退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。**

# 児童養護施設に入所している子どもたちの状況

(平成30年2月1日現在児童養護施設等入所児童の実態調査より)

- 1 被虐待児童 65.6%(全国平均) **旭川育児院 74.0%**
- 2 障害のある児童 36.7%(全国平均) **旭川育児院 65.0%**
- 3 入所理由  
虐待 45.2% 父母の精神疾患等 15.6%  
破産等の経済的理由 4.9% 父母の拘禁4.7%  
父母の入院・行方不明・就労 4.3%
- 4 入所時の年齢 0～5歳 50.2%、6～11歳 32.6%  
12～17歳 15.7%
- 5 在籍期間 4年未満 49.3%、4年～8年未満 26.1%  
8年～12年未満 15.5% 12年以上 7.8%

# 児童養護施設に求められている役割等(1)

## 1 2016（平成28）年 児童福祉法改正

### (1) 児童が権利の主体である。

(児童の権利を保障するための原理)第一条 全て児童は、子どもの権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

### (2) 家庭養育優先原則

①家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援すること。

②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう・・・(里親、ファミリーホーム、養子縁組制度)

③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう・・・(地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア等)

## 2 2017（平成29）年 新しい社会的養育ビジョン」

内容:上記児童福祉法の理念を具体化するための工程を示したもの



# 児童養護施設に求められている役割等(2)

- (1) **小規模化・地域分散化**:生活単位 最大6人、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの推進
- (2) 本体施設:**高機能化**(ケアニーズが非常に高い子どもの養育)
  - \* 多様な専門職による集中的なケアを実施
  - \* 最大:4人×4ユニット
- (3) **多機能化・機能転換**  
入所機能＋アセスメント機能＋一時保護委託の受け入れ体制の整備＋相談・通所機能＋市町村と連携した在宅支援機能＋親子再統合機能＋里親支援機能＋社会的養護自立支援機能等  
**\*「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう自らの施設を変革していくことが求められている。**

# 被虐待児童等への自立支援

○被虐待児について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

(2) 里親委託の推進(家庭と同様の環境における養育推進の理念明確化)

(3) 特別養子縁組制度の利用促進

(4) 18歳以上の者に対する支援の継続

- ・措置延長制度の積極的活用(満18歳以上から20歳まで)
- ・社会的養護自立支援事業等の実施(18歳から22歳まで支援可)
- ・身元保証人人材確保対策事業
- ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業(返還免除規定有)
- ・給付型奨学金制度の創設(平成29年 日本学生支援機構)

# 養育・支援の連続性

- \* 里親委託、施設入所等はゴールではなくスタートである。**
- \* アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアに至るまで一貫性、連続性、長期的視点にたった養育支援が重要である。**
- \* 措置変更等移行期に伴う不安や戸惑い、喪失体験等への配慮ある支援は、その後の里親や施設での回復と健全な育ちを保障する上で極めて重要である。**

# 子どもの適切な理解と対応のために

## ケースカンファレンス等の実施

＊被虐待、発達障害等により子どもの有する発達課題は、複雑・困難、複合的に抱えている。

＊児童精神科医の田中康雄Drを招いて当院、在籍校、児童相談所等職員を交えて定期的に実施。

＊一施設の取組みで子どもたちの発達課題の解決は困難。施設内においては多職種連携、施設外においては福祉、医療、教育、司法、行政機関等、関係機関連携による取組が必要不可欠である。

# 被虐待児等への対応(専門職員の配置)

- 1 心理療法担当職員
- 2 家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)
- 3 個別対応職員
- 4 小規模グループケア実施のための職員  
児童指導員または保育士1名、管理宿直等職員1名配置可
- 5 看護師
- 6 里親支援専門相談員
- 7 職業指導員等

**\*子ども一人ひとりを的確に見立て適切な支援をおこなうため、上記職員の連携・協働(チームワーク)が重要である。**

# 「多機能化」の取組み

**「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」を目指して**

**0歳から22歳まで、そして22歳以降の支援を要する方々に対する連続性、一貫性・長期的支援を。**

1 入所児童のケアを行う養護部に加え、平成30年4月から新たに**「地域・自立支援部」**を設置し5名の専任職員を配置。

- ・24時間365日子育て相談を実施。・ショートステイ、トワイライトステイの受託
- ・社会的養護自立支援事業を活用した社会的自立の促進。(ケアリーバー支援)
- ・親子再統合を目指したきめの細かい支援の実施。 ・里親支援の充実強化
- ・一時保護委託児童の受託促進。

2 法人独自の給付型奨学金制度の創設(平成28年8月～)等

# 当法人自立支援資金給付事業による支援実績

## ○2016（平成28）年事業開始

1	4年制大学（生活費、教育費等）	6名
2	短大、専門学校（生活費、教育費等）	7名
3	就労、アルバイト等（生活費等）	12名
4	就労・就職支度金	13名
5	その他	5名

## 令和2年度 地域・自立支援部による支援件数

	相談者				相談方法					事業内容					
	本人	保護者	その他	小計	来院	訪問	電話等	その他	小計	生活相談	就業相談	相互交流	居場所作り	その他	小計
U	41	0	0	41	13	4	21	0	38	4	0	18	0	21	43
R	18	0	1	19	0	0	17	2	19	15	0	0	0	4	19
K	124	0	0	124	1	56	73	0	130	51	0	0	0	106	157
A	26	0	8	34	0	5	28	1	34	22	1	3	0	8	34
Y	50	4	2	56	8	27	25	0	60	29	0	0	0	30	59
Y	152	6	7	165	1	60	100	4	165	106	27	0	0	32	165
R	52	0	0	52	0	19	33	0	52	23	18	0	0	10	51
H	54	2	0	56	4	0	48	1	53	39	0	9	0	13	61
N	83	0	5	88	1	15	68	4	88	51	0	1	0	36	88
S	63	0	0	63	0	0	62	1	63	46	2	0	0	15	63
K	101	24	45	170	2	93	84	7	186	54	22	0	0	120	196
K	289	22	13	324	9	54	185	3	251	144	73	64	2	43	326
T	43	0	5	48	1	17	27	2	47	10	4	0	0	34	48
N	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	62	0	11	73	6	5	58	3	72	30	0	20	1	21	72
	1158	58	97	1313	46	355	829	28	1258	624	147	115	3	493	1382
	88.2%	4.4%	7.4%	100%	3.7%	28.2%	65.9%	2.2%	100%	45.2%	10.6%	8.3%	0.2%	35.7%	100%